
令和4年 第116回(定例)新温泉町議会会議録(第4日)

令和4年6月20日(月曜日)

議事日程(第4号)

令和4年6月20日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第3号 令和3年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 報告第4号 令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第5号 令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第6号 令和3年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第6 報告第7号 令和3年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 報告第8号 令和3年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第8 報告第9号 第34期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第9 議案第37号 新温泉町税条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第38号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第39号 訴えの提起について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第3号 令和3年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 報告第4号 令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第5号 令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第6号 令和3年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第6 報告第7号 令和3年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 報告第8号 令和3年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第8 報告第9号 第34期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第9 議案第37号 新温泉町税条例等の一部改正について

日程第10 議案第38号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第11 議案第39号 訴えの提起について

出席議員（16名）

1番	中村	茂君	2番	西村	龍平君
3番	岡坂	遼太君	4番	澤田	俊之君
5番	米田	雅代君	6番	森田	善幸君
7番	浜田	直子君	8番	河越	忠志君
9番	重本	静男君	10番	竹内	敬一郎君
11番	岩本	修作君	12番	池田	宜広君
13番	中井	勝君	14番	中井	次郎君
15番	小林	俊之君	16番	宮本	泰男君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島木正和君 書記 小林正則君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	西村徹君
教育長	西村松代君	温泉総合支所長	西澤要君
牧場公園園長	小野量就君	総務課長	中井勇人君
企画課長	水田賢治君	税務課長	中村裕君
町民安全課長	小谷豊君	健康福祉課長	朝野繁君
商工観光課長	福井崇弘君	農林水産課長	原憲一君
建設課長	松井豊茂君	上下水道課長	井上陽一君
浜坂病院事務長	宇野喜代美君	介護老人保健施設ささゆり事務長	山本幸治君
会計管理者	山本輝之君	こども教育課長	中島昌彦君
生涯教育課長	谷渕朝子君	調整担当	山根弘之君

午前9時00分開議

○議長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。

第116回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、本日は、その結果の報告、提出議案であります条例の改正などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

休会中には、各委員会におきまして終始熱心に御審議いただき、御指導を賜りましたこと、お礼を申し上げます。

本日の定例会は、報告7件、条例案2件、事件案1件につきまして御審議をお願いするものであります。

議員各位におかれましては、慎重かつ妥当なる御審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、第116回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（宮本 泰男君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る6月10日の会議終了後、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

以上で議長からの報告を終わります。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が6月14日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内総務産建常任委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

6月14日開催、牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課、議会事務局の所管事務調査を行いました。

最初は牧場公園課です。協議事項は、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）の1件です。

但馬牛博物館校外学習受入事業については、小学校、中学校、高等学校に対して、民間借り上げバス費用の一部を助成するものです。委員会として了承しました。

次に、農林水産課です。報告事項は、令和3年度繰越明許費繰越計算書についての1件です。詳細については審議資料を御清覧ください。

協議事項は、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）の1件です。

春来地内林地崩壊に係る治山工事については、令和4年度中に防護柵を設置するものです。委員会として了承しました。

次に、建設課です。報告事項は3件です。主なものを報告します。

町道久谷桃観線の路面変状に伴う対応については、7月中旬頃ボーリングが終了予定になっており、その後水位を確認し、対策方法の検討をしていくとのことです。

釜屋橋の老朽化に伴う町道釜屋海岸線の整備については、釜屋橋は昭和60年に架設された橋梁で、51年経過しています。現在、さび汁やひび割れなどが劣化が進んでいるため撤去し、迂回路の整備を行うものです。

協議事項は2件です。

令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）については、いずれも人事異動、人件費補正及び給料改定によるものです。委員会として了承しました。

次に、税務課です。報告事項は2件です。

新温泉町税条例等の一部改正については、委員会として了承しました。

新温泉町国民健康保険税条例の一部改正については、令和9年度をめどに兵庫県は国民健康保険税を統一することになっています。税率の低い本町は段階的に引き上げていくものです。委員会として賛成多数で了承しました。

次に、商工観光課です。報告事項は6件です。主なものを報告します。

リフレッシュ館カーテンウォールの破断については、外部からストッパーを取り付け、固定する応急修繕を施工しています。専門家は二、三年もつだろうとの意見ですが、近い将来、建物本体の改築が必要との見解です。

シワガラの滑落事故については、今後の対応策として構造物の設置は難しいが、実質可能な安全対策を早急に検討し実施するとのことです。

遊覧船の現状については、コロナ禍の影響で遊覧船の運航は休止しています。事業者の運航体制が縮小されており、再開は厳しいようです。質疑の中に、海上タクシーなど新しい営業スタイルを考えるべきとの意見があり、参考にしていくとの答弁でございました。

協議事項は1件です。

令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）については、商店街お買物券事業、3DMO連携事業、リフレッシュ館送湯管を修繕する事業です。委員会として了承しました。

次に、企画課です。報告事項は、おんせん天国室事業についての1件です。

新温泉町小学生町内温泉施設利用券交付事業は、小学5年生を対象に、町内にある公共温泉6施設の無料入浴券を配付するものです。令和4年度に限っては、6年生も対象になります。

新温泉町就業者温泉施設町内料金適用利用券交付事業は、町内に所在する事業者が町内料金適用利用券を交付し、町外に住所を有する従業員が町内料金で施設利用できるものです。

協議事項は、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）の1件です。

JR山陰本線利用促進は、鉄道運行の持続的な確保と利便性の向上を図るため、路線維持に対する意識の向上を目的にし、2人以上の町民が浜坂駅を発着駅として豊岡駅または鳥取駅まで往復利用する場合に、片道分の乗車券を配付するものです。委員会として了承しました。

次に、総務課です。報告事項は3件です。主なものを報告します。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、農業の肥料価格が高騰しているが県の対応はとの質疑があり、県は支援策として、2分の1程度の一時支援金の支給を考えているとの答弁でした。委員会として了承しました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、説明を受けました。

最後は、議会事務局です。協議事項は1件です。

令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）については、委員会として了承しました。

閉会中の継続審査を10件について議長に申し出ることとしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（宮本 泰男君） 総務産建常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑はありませんね。では、これをもって質疑を終わります。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が6月16日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

浜田民生教育常任委員長。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） おはようございます。民生教育常任委員会の報告をいたします。

こども教育課、生涯教育課、町民安全課、上下水道課、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、健康福祉課の所管事務調査を行いました。

まず、こども教育課です。報告事項、1件ありました。

具体的にはという問いに、コロナに関するものがほとんどで、空気清浄機、サーモカ

メラ、加湿器、ミシン、タオル、洗剤等でした。

続きまして、協議事項は、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、質問は、入園児の、なぜこの補正時期かとの問いに、入園児が確定し人数が決まってからになるので、この時期になるという答えでした。委員会として、全員一致で了承いたしました。

そのほかといたしまして、先日行われたこども園に関する議員とのヒアリングについてのまとめと報告は行わないのかとの問いに、精査している最中で、現段階では公表することは考えていない、今後の方針については検討中であると答弁がありました。

続きまして、生涯教育課です。報告事項2件です。

伝承館について、資材等が値上がりしているが、この予算で対応できるのかとの問いに、今詳細設計をしている段階なので、保存機能は最低限確保したい、ほかで工夫するとの答弁がありました。

協議事項1件です。

令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、温泉公民館の職員減について質問がありました。会計年度任用職員で対応している、正規職に近い待遇になっていて、やりがいを持って向かっているとの答えがありました。全員一致で委員会として了承されました。

次に、町民安全課です。報告事項。

新温泉町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則について報告がありました。

協議事項に、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、人件費の減はという問いに、資格の手当のついている職員の異動であるという説明がありました。全員賛成で委員会として了承いたしました。

そのほかで、火災後の建物の撤去についてなど、幾つかの質問がありました。

上下水道課です。報告事項、主なものを報告いたします。3件ありました。

新型コロナウイルス感染症対策における新温泉町水道料金減免規程及び水道料金減免計算書について、水道基本料4か月の減免の更新について報告を受けました。なぜ4か月かという問いには、財政からの、2年前と同じような措置ができないかとの要請があったとのことでした。

システム改修が2年前は150万円で、今回は43万円と少なくなっているが、庁舎内でできないかとの問いに、検討するということでありました。

協議事項といたしまして、令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について、全員一致で了承いたしました。

令和4年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について、全員一致で委員会として了承いたしました。

令和4年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について、これも委員会で全

員一致で了承いたしました。

続きまして、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりです。

協議事項といたしまして、1、訴えの提起について裁判の説明、受けました。勝てる見込みはあるのかとの問いに、弁護士の感触としては、見込みは不明、勝訴しても回収は困難と思われる、総務課がするべきではなかったかとの問いに、事務分掌の規定の中で、移管するものではないとの答弁がありました。

令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）について、委員会で全員一致で了承いたしました。

健康福祉課です。報告事項7件あります。主なものを報告いたします。

新型コロナワクチン接種について、町外でのワクチン接種を受けた人数はとの問いに、確認していないという答弁でした。町内の接種が遅いため、近隣の接種時期の早いのでそちらで受けている人がいる。なぜ遅いのかとの問いに、集団接種を基本とし、医師会と相談して日程を決めているとの答えがありました。

協議事項、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、全員賛成で委員会として了承いたしました。

令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、全員賛成で委員会として了承いたしました。

令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、委員会として全員賛成で了承いたしました。

付託事件として、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について、委員会として採択することといたしました。

そのほかとして、閉会中の継続審査について、9件、議長に申し入れました。

以上で民生教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本 泰男君） 民生教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これをもって質疑を終わります。浜田委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告は終わります。

日程第2 報告第3号

○議長（宮本 泰男君） 日程第2、報告第3号、令和3年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和3年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げます。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定では、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないとされております。

それでは、審議資料の1ページを御覧ください。2ページにかけまして、繰越明許費に係る歳出事項別明細を示しております。今回、令和3年度事業で令和4年度へ繰り越したものは、2款総務費では自治体DX推進事業、3款民生費では住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業のほか2事業、6款農林水産業費では但馬牛生産基盤強化整備事業のほか1事業、7款商工費では広域観光PR事業、8款土木費では道路構造物の計画的維持修繕交付金事業のほか4事業、めくっていただき、10款教育費では小学校費、中学校費における学校保健特別対策事業のほか1事業、11款災害復旧費では農業用施設災害復旧事業のほか1事業、計17事業です。

中心部分の金額欄の額が令和3年度3月補正で認めていただきましたそれぞれの事業の繰越限度額です。その右側の翌年度繰越額が、令和3年度中に執行済みの金額を差し引いた実際の繰越額となります。合計で8億5,604万円です。資料の右側に、それぞれの事業に係る歳出予算の明細として、節、細節の金額を示しております。

なお、事業の進捗につきましては、説明資料に記載のとおり、民生費、土木費においては既に完了となった事業や、7月までの完了見込みなど早期完了となるものもありますが、一部の事業において未発注の事業もありますので、引き続き早期発注、早期完成に努めてまいります。

それでは、議案に戻っていただきまして、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、繰越明許費の歳出予算の経費については必要となる財源をつけて繰り越さなければならないとされており、その財源内訳を事業ごとに示しております。それぞれ既収入特定財源はなく、国庫支出金1億7,083万1,000円、県支出金1億3,401万3,000円、地方債3億2,100万円などの未収入特定財源は記載のとおりで、残りは一般財源1億6,772万円となっております。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 土木費関係でちょっと幾つか質疑をいたします。

まず、この説明資料に基づいてちょっとお尋ねしますが、説明資料の3ページ、道路橋梁費の中の道路改良事業、町道海上第一村中線の設計測量委託ですが、これが、備考欄に6月完了見込みと書いてありますが、実際の工事については、今年度中なのか、来年度なのか、ちょっとお尋ねします。

それから、その下の都市計画費で、中心市街地活性化推進事業ということで、町道中の町線ほか3路線舗装改良工事となっておりますが、ほか3路線というのは、そのちょっと具体的な、どの部分かということをお教えください。ほか3路線というのは、全部で4路線という意味なのか、ほかを合わせて3路線という意味なのか、併せてそこもお願いします。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 建設課長がお答えをいたします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） まず、1点目の町道海上第一村中線でございます。今年度につきましては、用地、それから物件等の調整に当てまして、工事につきましては来年度以降を予定しております。

2点目の町道中の町線ほか3路線舗装改良工事の件でございます。中の町ほか、それ以外に3路線ということで、計4路線という意味でございます。他の路線名につきましては、町道数久谷線、町道細田稲負谷線、町道湯村歌長線でございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） いずれも以前からの懸案事項となっております。海上のほう、村中線については来年度以降ということで、来年度という、確実というわけではないということでしょうか。

それから、町道中の町線ほか3路線については、これもまた前町長時代に計画されたことですので、早急にすべきと思いますし、それから、ほかの側溝とかそういったものの改良も含まれているのか。

それと、あと、その道路の下には古い水道管とか配湯管とかあります。その辺りも効率的に工事を連携して進めていただきたいと思いますし、その点いかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） まず、町道海上第一村中線でございます。今年度につきましては、それぞれ用地関係者と交渉させていただき中で、まずは用地買収を進めてまいりたいと思います。その後、工事発注と実施ということで、工事につきましては早くても来年度以降というふうに考えております。

2点目の町道中の町線でございます。側溝の改良も含むかという点でございますが、このたびの工事では側溝蓋の改良を併せて考えてしております。

それから、地下埋設物の水道管ですとか温泉配湯管等につきましても、このたびの舗装工事で舗装が新しくなるということでございますので、掘り返しをできるだけ避けていただくという中では、古い管の入替えも併せて相談させていただいているところでございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 両方とも長年の懸案ですので、できるだけ速やかにしていただきたいと思っておりますし、都市計画費のほうは今年9月完了見込みとなっておりますので、見込みどおりの工事が進捗するようにお願いします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） できるだけ速やかに工事完成をして、利用していただけるように取り組んでまいります。

○議長（宮本 泰男君） そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑ありませんね。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第3 報告第4号

○議長（宮本 泰男君） 日程第3、報告第4号、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げます。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） それでは、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明をさせていただきます。議案書は報告第4号、審議資料は3ページとなっております。

説明につきましては、説明資料の5ページを御覧願います。1款1項残土処分場事業費の残土処分場事業で、下夕山残土処分場に係る本工事1件を繰越しをさせていただいております。翌年度繰越額は、工事請負費250万円でございます。本工事は4月末に完了をしております。

次に、新残土処分場事業で、業務委託として、埋蔵文化財調査業務1件を繰越しさせていただきます。翌年度繰越額は、委託料249万円でございます。本工事としまして、和泉谷残土処分場場内整地工事1件を繰越しさせていただきます。

翌年度繰越額は、工事請負費 3,019 万円でございます。以上、財源は全て一般財源でございます。

繰越しの理由及び完了見込み時期につきましては、備考欄に記載しておりますので、御清覧をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第 4 報告第 5 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 4、報告第 5 号、令和 3 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 3 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げます。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 令和 3 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明をさせていただきます。議案書の報告第 5 号と審議資料の 4 ページでございます。

説明資料の 5 ページを御覧願います。1 款 1 項残土処分場事業費の残土処分場事業で、十字谷残土処分場に係る本工事 1 件を繰り越しさせていただいております。翌年度繰越額は、工事請負費 3,000 万円でございます。財源は一般財源でございます。本工事は未発注でございますので、早期発注、完成に努めてまいります。

繰越しの理由及び完了見込み時期につきましては、備考欄に記載しておりますので、御清覧をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） ただいま御説明いただきました繰り越した工事についての内容説明をお願いできますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 内容につきましては、十字谷残土処分場の本工事に係るものでございまして、取り合い道路の舗装工事が主な内容となっております。これにつきましては、工法等の内容につきまして調整ができておりませんので、年度をまたぐ結果となっております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 工法等が決定せずということですけど、現時点でもう方針なりが決まって、工事内容のほうについても発注できる段取りになってるのかどうか、その辺りについての詳細をお聞きできますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 工法等につきましては、主な内容が舗装工事でございますが、場所のほう非常に山下がりの水の影響を受けやすい場所ということもございましたので、その処理につきまして検討を今継続中ということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） その検討については、内部での検討にとどまっている状況でしょうか、それとも、何らかの専門業者が関わるような形を想定されてるのか、そこについてもお聞きできますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 検討の中身につきましては、町の職員のほうで検討を進めております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。では、質疑は終結し、報告を終わります。

日程第5 報告第6号

○議長（宮本 泰男君） 日程第5、報告第6号、令和3年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和3年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法の規定により御報告を申し上げます。

内容につきまして、上下水道課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 井上上下水道課長。

○上下水道課長（井上 陽一君） 令和3年度水道事業会計予算繰越計算書につきまして御説明させていただきます。

議案の報告第6号をお開きください。めくっていただきまして、令和3年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費

の繰越額を御覧ください。2款水道事業－2、資本的支出、1項建設改良費、事業名、浜坂道路関連居組浄水場移設工事でございます。繰越額は、工事2億7,628万4,000円、財源内訳としましては、工事負担金1億6,426万3,000円、過年度損益勘定留保資金1億1,202万1,000円でございます。浜坂道路Ⅱ期工事に関連する移設工事となりますので、新温泉土木事務所と町で工事の調整を行いながら進めておりまして、日数を要しましたので繰越しをさせていただきました。現在、進捗率は、6月末見込みで40%でございます。年度内完成としています。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第6 報告第7号

○議長（宮本 泰男君） 日程第6、報告第7号、令和3年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和3年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、上下水道課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 井上上下水道課長。

○上下水道課長（井上 陽一君） 令和3年度下水道事業会計予算繰越計算書につきまして御説明させていただきます。

議案の報告第7号をお開きください。めくっていただきまして、令和3年度下水道事業会計予算、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額を御覧ください。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、下水道施設改築更新事業でございます。繰越額は5,420万円でございます。財源内訳としましては、下水道事業債2,710万円、国庫補助金2,710万円です。ストックマネジメント事業の計画の調整により工期延期を要するため繰越しをさせていただきました。第2四半期以内に契約はできるように進めています。

以上、簡単ですが説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第 7 報告第 8 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 7、報告第 8 号、令和 3 年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 3 年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表について、地方自治法の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、令和 3 年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表について御報告いたします。

この公社の決算につきましては、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとされております。

冊子の令和 3 年度事業報告書及び計算書類を御覧ください。めくっていただき、資料の 1 ページと 2 ページを併せて御覧ください。事業の概況です。令和 3 年度中に新たな土地取得はなく、公社の取得用地につきましても令和元年度に買戻しが完了しており、3 年度末において公社の保有する公共事業用地はありません。また、事業収支では、事業収益がゼロ円のため、当期純利益は 1 0 万 5, 7 2 7 円のマイナスとなりました。なお、この損失額は、当年度末未処分利益剰余金を処分して、翌年度繰越金剰余金を 1, 9 2 2 万 7, 5 5 6 円としております。

めくっていただき、3 ページを御覧ください。経営活動に伴う収益的収入及び支出の収入につきましては、事業外収益で、基本財産である 1 2 町の出資金利息と預金利息を合わせまして 7 1 2 円となっております。

これに対しまして、支出は 4 ページのとおりで、監査の旅費、この令和 3 年度事業報告書及び計算書類の印刷等の需用費、送金に係る手数料の役務費、県市町連絡協議会負担金を合わせまして 1 0 万 6, 4 3 9 円となっております。収入支出の差額は、最下段のとおり 1 0 万 5, 7 2 7 円のマイナスとなり、当年度末未処分利益剰余金は処分いたしました。

以上が令和 3 年度に実施いたしました事業の概要でございます。

5 ページ以降につきましては、資本的収支、借入金の概要、監査の実施状況、一般庶務事項等を記載しておりますので、後ほど御清覧いただきたいと思います。

なお、令和 3 年度の公社事業において、直接新温泉町に該当するものはございませんでした。

報告は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第 8 報告第 9 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 8、報告第 9 号、第 3 4 期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、第 3 4 期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表について、地方自治法の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） それでは、報告第 9 号、第 3 4 期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告をさせていただきます。営業報告書と決算報告書を提出させていただいております。

営業報告書 1 ページをお願いいたします。要点のみ報告いたします。2 行目から 3 行目にかけてでございますが、前期 3 3 期はコロナ対策として多くの給付金、補助金等により最小限の赤字にとどめることができましたが、今期 3 4 期は給付金、補助金等の減額もあり赤字が拡大しております。

営業実績につきましては、7 行目後半からをお願いいたします。指定管理施設であるリフレッシュパークゆむらは、入館者数 8 万 2 0 人、前年比プラス 2, 0 7 2 人、2. 7 % の増、利用料は 1, 6 1 1 万 2, 0 0 0 円、前年比マイナス 3 7 万 2, 0 0 0 円、2. 3 % の減となりました。町営駐車場利用台数は 2 万 1, 3 5 2 台、前年比マイナス 7 6 1 台、3. 4 % の減、利用料は 2 8 3 万 2, 0 0 0 円、前年比マイナス 4 万 7, 0 0 0 円、1. 7 % の減です。健康公園は利用人数 3 万 5 9 1 人、前年比プラス 6, 6 9 3 人、2 8 % の増、利用料は 1 1 5 万 9, 0 0 0 円、前年比プラス 4 万 5, 0 0 0 円、4. 1 % の増です。草太園地は利用人数 7 2 8 人、前年比プラス 3 8 7 人、1 1 3. 5 % の増、利用料は 3 9 万 3, 0 0 0 円、前年比プラス 1 8 万 5, 0 0 0 円、8 9. 1 % の増です。ログハウスカナダは利用棟数 8 3 3 棟、前年比プラス 1 9 8 棟、3 1. 2 % の増、利用料は 1, 3 7 2 万 6, 0 0 0 円、前年比プラス 3 3 5 万 2, 0 0 0 円、3 2. 3 % の増です。夢千代館は入館者数 6, 9 8 9 人、前年比マイナス 1, 8 2 7 人、2 0. 7 % の減、利用料は 1 7 9 万 4, 0 0 0 円、前年比マイナス 5 1 万 3, 0 0 0 円、2 2. 2 % の減です。

直営事業におきましては、レストラン楓が 5, 3 7 1 万 1, 0 0 0 円、前年比マイナス 3 9 7 万 2, 0 0 0 円、6. 9 % の減。フロント販売品 1 2 2 万円、前年比マイナス 2 7 万円、

18.1%の減。リフレッシュ館喫茶・特産品販売372万4,000円、前年比60万8,000円、14%の減でございます。野外施設110万3,000円、前年比プラス10万2,000円、10.3%の増です。売上高は9,627万4,000円で、前年比マイナス205万3,000円、2.1%の減となりました。

総収入額は1億5,574万4,000円となり、営業外収支を含み、税引き後の当期利益はマイナス412万5,000円を計上することとなりました。

2ページを御覧ください。前年はコロナで大半の事業を中止しましたが、今期においては、安全対策を取りながら、テークアウトなどコロナ禍でも実施できる事業を中心に様々な取組を進めてまいりました。

続きまして、3ページをお願いいたします。2の当社の現状でございます。(1)の資本金は増減ありません。(2)の株式の状況ですが、発行済株式総数400株に変動はありません。株主については、1名減って132名となっております。(3)の社員の状況ですが、員数は8人と2人減少しております。(4)の業務の状況といたしまして、イの指定管理施設は記載の6施設、主に受付案内、利用促進、施設管理を業務としております。

4ページをお願いいたします。ロの直営事業です。リフレッシュ館では喫茶と物品・特産品販売を、森林総合利用促進施設ではレストランの運営をしております。野外活動施設では物品販売、中山食堂の運営。メイプルセンター、夢千代館では物品販売を行っております。

続いて、ハの売上げでございます。フロント部門から一番下の夢千代館まで、売上合計は9,627万4,336円。指定管理料は、中ほどのリフレッシュ館から夢千代館まで、合計5,947万456円。部門計といたしまして、1億5,574万4,792円です。

5ページをお願いいたします。3の取締役及び監査役ですが、記載の10名でございます。続く4、5、6の項目は次の決算報告の中で報告させていただきます。

では、次に、決算報告書をお願いいたします。1ページからが貸借対照表となっております。令和4年2月28日現在でございます。

1の流動資産について、現金から仮払金まで、合計は1億1,273万9,220円でございます。2の固定資産ですが、(1)有形固定資産は、建物から一括償却資産まで、合計は130万6,983円。(2)無形固定資産はゼロ。(3)投資等は出資金の1万円で、資産合計は1億1,405万6,203円となっております。

次に、2ページをお願いいたします。負債の部といたしまして、1、流動負債、未払費用から未払法人税等まで、流動負債合計は1,453万1,019円でございます。固定負債はございません。

続いて、純資産の部でございます。株主資本は、資本金から繰越利益剰余金まで、純資産合計として9,952万5,184円でございます。負債、純資産合計として1億1,405万6,203円になります。

3ページに損益計算書がございます。売上高は1億5,574万4,792円。2の売上

原価は2,917万3,167円。差し引きまして、売上総利益は1億2,657万1,625円です。3の販売費及び一般管理費は1億3,415万7,333円、差し引き、営業利益はマイナス758万5,708円でございます。4の営業外収益といたしまして、受け取り利息から雑収入まで364万5,556円。経常利益はマイナス394万152円となります。税引き前当期純利益として、直営部門マイナス662万5,366円、指定管理部門プラス268万5,214円を合計いたしまして、マイナス394万152円、法人税の18万5,000円がございますので、当期純利益はマイナス412万5,152円となります。

続きまして、5ページにつきましては、販売費及び一般管理費の詳細でございます。

また、6ページにつきましては、売上げの内訳、仕入れの内訳でございます。なお、売上げのほう等につきましては再掲となりますので省略させていただきます。仕入れにつきましては、フロントから一番下の夢千代館の売店まで合計いたしまして、仕入額が2,956万9,725円、期首棚卸し315万7,281円、期末棚卸し355万3,839円となっております。

次に、7ページをお願いいたします。株主資本等変動計算書です。資本金の当期末残高は2,000万円です。利益剰余金の利益準備金、当期末残高は119万2,000円です。そのほか、利益剰余金の別途積立金、当期末残高は4,400万円、役員退職積立金は、当期繰越利益剰余金から10万円繰り入れましたので、当期末残高は20万円でございます。繰越利益剰余金は10万円の繰り出し及び当期純利益のマイナス412万5,152円を加えて、当期末残高は3,413万3,184円でございます。利益剰余金合計は、当期末残高は7,952万5,184円となります。株主資本合計の当期末残高は9,952万5,184円、純資産の部合計といたしまして、当期末残高は9,952万5,184円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。個別注記表であります。重要な会計方針に係る事項に関する注記と貸借対照表に係る注記といたしまして、御覧のと通りの記載をいたしております。

次に、9ページをお願いいたします。下のほうですが、監査役2名による監査が令和4年4月17日に行われており、その監査結果を記載しております。

次に、10ページをお願いいたします。剰余金の処分の件につきまして、役員退職積立金に10万円を積み、繰越利益剰余金から10万円を減少することを承認されております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 先ほど御説明いただいた中で、職員がお二人減になった

ということで説明いただいて、実際には、若い職員だったというふうにもお聞きしているんですけども、この第三セクター、当時はやりではあったんですけども、この剰余金があったということは、途中経過の中で法人税等を納めてきたということになると思うんですね。その中で、今、今回のコロナ禍であったとしても、若い職員が辞めていかれるということについては、その職において、モチベーションが下がるような法人としての動きになっていないのかなと。そこが一番危惧される部分じゃないかなと思うんですね。

この夢公社自体は、町の活性化ということで大きな旗印を掲げられて動いてきて、その成果はあったと思うんですけども、ただ、株式会社という組織においては、非常に利益を得て配当するっていうのが株式会社の本来の姿です。ただ、まちづくりにおいて、利益を株主に還元しては、実際にはこの町のまちづくりを担っていくには方向性が少し違うんじゃないかなと。まして、今のこういった状況の中で、マイナスになったり、それを公のお金で補填していつてるわけですけども、そうではない方向性を見いだしていくっていう必要性が出てきてるんじゃないかなと思うんですけども、その辺りについて、経営の立場でどんなふうに、代取を含め、役員、お考えになられて、これからこの町のまちづくりの一端を担っていかうとされてるのか、その辺りについて御説明いただけますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 経営状況につきまして、第33期がマイナスの59万4,823円。34期、さらに赤字幅が増えて412万5,152円のマイナス決算ということで、コロナ禍という状況はありますが、2年連続の赤字になったということについては、役員会においても、この件については、2年連続赤字ということに対しての対応ということが求められているというふうに考えておるところでございます。

現在、施設の老朽化ということも進んでおるところでございます。そういった中でマイナスというところと、施設の老朽化というふうなことがございますので、第三セクターといたしまして、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興、あるいは地域活性化、また雇用の確保というふうなところが当初期待をされてきたところでございますが、現在のこういった状況がございますので、第三セクターというのは、公共性と企業性、これを併せ持っているというところもございます。そういった中で、事業の継続、いわゆるゴーイングコンサーンについて、今後、そういった経営の継続性の在り方について必要が、検討を現在もしているところでございますし、さらに検討が必要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 一般企業においては、マイナス経営の中で、例えば賞与等を削減というような形のもの当然あって、逆に利益が出れば、それに対する賞与等も勘案されて、それなりのモチベーションっていうのが保たれている。ところが、利益

が出たときには、果たしてその賞与等をたくさんあげてこられたのかなと思ったときに、そんなふうには今まで思えないんですね。要は、利益を出して法人税を納めて、幾らかの配当されたかどうかは私は記憶の中に定かではないんですけども、職員のモチベーションを維持していくのに、単に経営ということの中で、売上げが減って赤字を少なくするために賞与をカットする。当然、職員が怠けてて収益が上がらなかったというわけではない形だったと思うんですね。だから、この第三セクター、ただ、プラス・マイナス・ゼロを最低限、あとプラスになったらいいねっていう話ではなくて、もっとこの町の将来を見据えた形で位置づけていく企業であってほしいなと思うんですね。だから、今回のお二人の退職っていうのは、ものすごくショッキングだし、大きく警鐘を鳴らしておられるんじゃないかなと、私はそんなふうに感じます。今、副町長が答弁された形というのは、絵に描いた答弁だと思うんですけども、それは、バツはつけられない答弁だと思うんですけども、果たしてこの町に求められる第三セクター、本来だと、私は株式会社である必要はないなと思ってるんですけども、そこについての在り方っていうのは、とっても重要じゃないかなと。この町を左右するような意味合いがあるんじゃないか、職員のモチベーションが下がってしまうような運営、これって大きな問題じゃないかなと思うんですけども、その辺について、役員会等、取締役会等で議論はなされなかったのか、その辺りについてもお聞きできますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 2人の社員の退職という御指摘もあったところでございますが、あくまで社員個人の都合というところもございます。やはり、会社経営の中で人材の育成と、人材というものが経営資源にとって重要なところでございますので、やはり今後、人材を確保して、モチベーションの上がる経営、働き方ができる、そんな形を模索していく必要があるというふうに考えております。

第三セクターという会社におきましては、やはり公共的なニーズ、また外部効果、効果につきましては、雇用の効果であったり、経済、経済外的な効果というところもあるところでございますので、第33期におきましては賞与の減額と、大変厳しい状況の中で賞与の減額を行ったところでありますけれども、やはりそういったモチベーションを高めて社員を確保していくと。役員会でよく言われますのが、やはり現場の意見、知恵、アイデアというものが非常に大事であるというところを議論をしておるところでございますので、そういった意味で、人材の育成、確保に努めたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） ある意味でこの夢公社は、特殊なパターンじゃないかなと思うんですね。一般企業の場合は、大きく責任を取る人がいて、経営がなされてるんじゃないかなと。要は、自分の、命をかけるとかいうところまではなくても、例えば私財でマイナスを補わなきゃいけないような責任を持ちながら経営をするというポジション

じゃないかなと思うんですけども、ただ、夢公社の場合は、そうではない形ではないかと。だから、先ほどの賞与っていう話をさせてもらったのは、働いておられる職員は人生かかっている、経営者の皆さんは人生かかってないんですよ、極端に言えば。これ、悪く言うわけじゃないけども、組織の在り方として、もっと職員が主になるような位置づけ。だから、以前の支配人の在り方もそうだったかもしれないんですけども、本気になっていろんなことに取り組んできておられたように私は感じますけども、ただ、職員が一定年齢になって支配人になられても、途中のいろんなスタディーであったり、経営についての考え方だったりの在り方というか、そのポジションですね、勉強してこられるポジションがそういうふうになってこなくてぽんとなられても、会社全体を担うような形にはならないんじゃないかなと思うんですね。先ほど人材のことをおっしゃられましたけども、そこについては、本当に考えていかれないと、この町を先導すべき位置づけであるこの夢公社が、本当にしぼんでしまうんじゃないかなと思うので、今後、様々な試行錯誤をやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 夢公社の形態というのが、町が51%の出資ということで、事業の施主としての町の指導というところは、非常に重要なところだというふうに思っています。純然たる民間企業、株式会社とは少し役割に違いがあるところではございますが、やはり町が施主として指定管理をしている部門と直営、これはやはりトータルで考えるべきであるというふうに思っておりますので、そういった中で会社の在り方、また人材の育成について、十分役員会として責任を果たしていきたいというふうに思いますし、町としての、この施主としての指導、そういったところもしなければならないというふうに思っておるところでございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 先ほども同僚議員から質問ありましたが、雇用の関係で、3ページですが、前年度10名が8名ということで2名減になっとるんですが、これは、営業報告が令和3年3月1日から令和4年2月28日ってなっておりますので、その間に2名減ということでしょうか。それで、先ほど、若手中堅の方が2名辞められたということについては、時期的には多分これ以降のことだと思うんですが、そうすると、この8名が現在は6名となっていることでしょうか。ちょっとその確認をお願いします。

それから、リフレッシュ館、1ページですが、の状況が、入館者数は2,070、2名プラスで2.7%増と。そして、今度収入、利用料のほうは37万2,000円、2.3%の減となっております。結局は、入る人は増えたが収入は減っているという面で、客単価がさらに減少しているという状況を示していると思うんですが、これに対する対策、今後の対策ですね、その辺りは取締役会からの意見等はどのようになっているのか、お尋ねします。

それから、部門ごとの伸び等を見ると、コロナの影響で全体的に非常に苦しい状況になっていることはあるんですが、さきに同僚議員が一般質問されたように、逆にそれで、アウトドアブームで増えている部門もあります。そういったところ、増えているところをさらに伸ばすというようなことについては、取締役会の方針といたしますか、意向はどのようなになっているのかお尋ねします。

それと、あと、預り金が入湯税というような説明があったと思うんですが、これはログハウスの宿泊に関するものかどうかお尋ねします。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 4点、御質問いただいたと思います。

まず、私のほうでお答えさせていただきますのは、リフ館のほうで客単価が下がっているということにつきましては、年間会員が高齢者の場合、年間1万円ということでございますので、これについては昨年も、その前からずっとこれをどうしていくかということについては、役員会で議論をしているところでありまして、今年度はさらに、役員会の中、中といたしますか、委員会を設けて、これをさらに、これまで以上に在り方を検討していくというふうに行っているところでございます。

それから、コロナの影響で、いわゆるアウトドアの施設の部分では、非常に増えているという状況がございますので、こういった流れを生かすために、さらに何か新しいそういったアクティビティといたしますか、そういったものができないかというふうな議論はしているところでございます。

あと2点については、課長、いいですか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） まず、従業員についてでございますが、この資料の期間内に退職をされた方、男性1名、女性1名となっております。私の認識でありますけれども、この期間後に男性の職員が1名退職をされているというふうに私のほうでは理解しております。ですので、下の補充のところまで私の確認できておりませんが、7名ではないかと思われるという状況で報告させていただきます。

それから、預り金でございますけれども、ログハウスの入湯税などお客様から預かって、2月末から3月末までの間に会社で預かってるお金ということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 先ほど、委員会を設けて、さらに検討すると言われましたが、この委員会というのは、取締役会の中で、またその中の一部の人という意味なんでしょうか。それとも、それも含めて社員の方も合わせてという意味なのか、ちょっと構成といたしますか、それをお尋ねします。

それから、このアウトドアブームの流れを生かすために、それも検討中ということですが、どこの市町もそういった流れに乗ろうとしておるわけで、そういったことで、いつまでも検討、検討ではなしに、何か新しい動きをされないのか。内部保留のお金も4,

400万円あるということですので、強みを生かしてその辺りのお金も有効に生かしていくべきと思いますが、その辺りは取締役としてどう思われるかお尋ねします。

それから、最近、男性の中堅の方が2人辞められたというふうに聞いてるんですが、それが、これは2月28日まで営業報告になっております。3月と5月ぐらいというふうに聞いてるんですが、もうちょっと事実関係が分かればお願いします。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 委員会と申しましたのは、役員会、これまでずっと役員会の中で議論をしておりますが、そこに事務レベルっていいですか、そういった方も加えた中で役員会の中での委員会という意味でございます。

それから、アウトドアにつきましては、今後、議員の御提案もありましたように、内部留保等もございますので、今後の経営の在り方の中で、さらに詳しい議論をしていきたいというふうに考えております。

社員の状況については、確認をさせていただいて、後刻、報告をさせていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 事務レベルという言葉が出たんですが、そうすると、委員会の事務局的なものを担うのは商工観光課なのか、それとも夢公社自体の社員なのか、ちょっとそこをお願いします。

本当に、夢公社の事業自体が、町長のおんせん天国と直結する形になっておりますので、その辺りも今後の経営とかには十分留意していただいて、取り組んでいただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 事務レベルと申しましたのは、この改正には条例改正等も関係してくる部分もございますので、商工観光課という意味でございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 先ほど第三セクターというお話がありましたけども、町が51%出資ということの中で、この夢公社自体の、特にリフレッシュ館は、町民の健康増進っていう部分も含まれてると思うんですけども、そういった意味で非常に、この夢公社自体が、単純に言って言ったらおかしいですけども、利益を求める部分と、だから、観光のほうに求める部分と、それと町民に向けっていう2つの側面があると思います。その意味で、特に、今ずっと問題になっている社員さん、職員の退職っていうのは、特にこの町におきまして、とにかく働く場所がないんだということを非常に聞いております。その意味で、特にこの第三セクターで中堅どころの若い方が辞めていくっていう事実は、もっと厳粛に受け止められるべきだと思います。その意味の中で、単純に今回利益が減ったから賞与を減額する、そういったことの中はどうかのかな、そういった意味のところ、きちっとこの夢公社が抱えている2つの側面をしっかりと把握された中で、

もっともっとそれこそ夢のある職場にさせていただいて、若い方といますか、どんどん、本当にこの町をよくしていくんだっていう方たち、そういったモチベーションを持った人たちに、何とか勤めたい、働きたいと思っていただけるような、そういうような、まず職場にさせていただく、そういったようなことが必要だと思うんですけども、そういったところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） リフ館の場合、町民、また観光客と、両方ターゲットとしてきたとこでございまして、コロナ禍等もありまして、近年、観光部分の御利用が減っているという現状がございまして。年間券、会員につきましても、町民の割合が非常に高いということで、御指摘のように、町民の健康を守るという側面も非常に大きな部分がございまして、そういったところは役割として認識をしているところでございまして。

賞与につきましましてはこの34期ではなくて、コロナが始まった年の第33期でございまして。33期につきましましては、賞与につきましましては減額をさせていただいたということで、34期については減額はやっておりません。社員の確保という中で、現在の民間企業、民間のほうも非常に旅館等におきましても社員の確保が難しくなってきているということの中で、派遣会社からの派遣社員であったり、中には外国人労働者というふうなところまで生産年齢人口の減少に伴う労働力市場というのは、極めて厳しい状況にあるというふうに思っておりますので、そういった厳しい状況も踏まえる中で社員の確保ということについて、努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。では、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

暫時休憩いたします。10時45分まで。

午前10時29分休憩

午前10時44分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

先ほどの夢公社の事業報告の中で答弁漏れがありましたので、商工観光課長のほうが答弁します。

福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 先ほどの株式会社夢公社の社員の状況について、訂正及び追加の報告をさせていただきます。

営業報告書、3ページの社員の状況でございまして。社員の状況で増減がマイナス2人となっておりますところですが、この2人につきましましては、定年等による退職でございまして、そのまま欄外の再雇用2人の部分につながっているという状況でござい

ます。

先ほど御質問等ございました中堅の社員さんお二人という部分につきましては、この34期が終わった後の退職ということで、35期に入ってからということでございます。以上でございます。

日程第9 議案第37号

○議長（宮本 泰男君） 日程第9、議案第37号、新温泉町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） それでは、新温泉町税条例等の一部改正について説明をいたします。

説明の都合上、審議資料19ページを御覧ください。まず、今回の条例改正は、大きく分けまして町民税と固定資産税の改正となります。また、それぞれの施行の記述につきましては、記載のとおりでございますが、記述のないものについては公布の日の施行となります。

では、最初に、町民税です。(1)上場株式等の配当所得等の町民税の課税の特例についてです。①個人町民税における所得割の課税標準について、株式等の特定配当等を含んだ総所得額を算定する場合につきましては、確定申告書の記載によって適用するもので、令和6年1月1日施行となります。②配当所得に係る配当割額もしくは株式等譲渡所得額の総合課税または分離課税がある場合の特定配当額の税額控除につきましては、確定申告書の記載によって適用するものでございまして、令和6年1月1日施行となります。③特例適用配当等及び条約適用配当等につきましては、条約適用配当等申請書に代わりまして、確定申告書によって適用する改正でございます。令和6年1月1日施行となります。

続きまして、(2)扶養親族等申告書の記載事項の見直しについては、給与所得者及び公的年金等受給者におきまして、扶養親族等申告書に給与所得者は退職手当を有する一定の配偶者を、公的年金等受給者につきましては、退職手当を有する特定配偶者の氏名を記載する改正でございまして、令和5年1月1日の施行となります。

続きまして、(3)です。住宅ローン控除の特例の延長についてですが、所得税の住宅ローン控除の適用期限が令和7年まで4年間延長されることに伴いまして、所得税から控

除し切れなかった額を、控除限度額の範囲内で個人町民税から控除する措置の延長で、令和5年1月1日の施行でございます。以上が町民税の改正の概要でございます。

続きまして、固定資産税でございます。20ページを御覧ください。(1)省エネ改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充につきましては、当該減額措置の対象を熱損失防止改修工事に加えまして、高効率給湯器等の装置の取付工事等もその対象とする改正で、令和4年4月1日の施行でございます。

続きまして、(2)固定資産税(土地)の負担調整措置につきましては、商業地の固定資産税について、新型コロナウイルス感染症の……。 (発言する者あり) すみません、ちょっと緊張してます。(発言する者あり)

○議長(宮本 泰男君) 暫時休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○議長(宮本 泰男君) 再開いたします。

○税務課長(中村 裕君) 大変失礼をいたしました。

では、(2)の固定資産税(土地)の調整措置につきましては、商業地の固定資産税について、新型コロナウイルス感染症の経済社会への影響等により激変緩和の観点から、令和4年度に限り、課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正でございます。令和4年4月1日の施行でございます。ちょっと待ってください。

○議長(宮本 泰男君) 暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長(宮本 泰男君) 再開いたします。

○税務課長(中村 裕君) 失礼いたしました。

以上が固定資産税の概要でございます。

最後に、その他として、(1)地方税法の改正に係る民法等の一部を改正する法律の施行による用語の定義の改正につきましては、民法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、証明書並びに固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項証明書について、住所に代わる事項を記載したものを交付するための改正でございます。令和6年4月1日施行でございます。

(2)その他につきましては、地方税法の改正による用語の統一と定義の制定、省令等の改正による条ずれ等、それから特例廃止によります削除等で、施行日については御覧のとおりでございます。

以上が新温泉町税条例等の一部改正の概要でございます。新旧対照表につきましては、後ほど御清覧ください。

条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。第1条、この条例は、公布の日から施行し、改正後の新温泉町税条例の規定につきましては、令和4年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げます規定については、当該各号の定める日から施行するということで、第1項以降にそれぞれの施行期日について定めております。また、第2条では、納税証明書に関する経過措置、第3条では、町民税に関する経過措置、第4条では、固定資産税に関する経過措置を定めております。以上、よろしく願いをいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第38号

○議長（宮本 泰男君） 日程第10、議案第38号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う改正及び令和4年度国民健康保険税率の改正を行うため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） かけたままでよろしいですか。（発言する者あり）

○議長（宮本 泰男君） そのまま。

○税務課長（中村 裕君） 失礼します。では、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料27ページを御覧ください。1、令和4年度国民健康保険税の税率の見直し、(1)国民健康保険税の税率算定に係る算定の基礎についてでございます。医療分・支援金分の本年度の対象世帯は2,113世帯、昨年度より46世帯の増。被保

険者数は3,339人、昨年度より2人の減。介護分の本年度の対象世帯数は777世帯、昨年度より24世帯の減。人数は931人、昨年度より36人の減を見込んでおります。

次に、(2)令和4年度基礎課税額の限度額について、改正の政令の施行によりまして、医療分が65万円で、昨年度より2万円の増。支援金分が20万円で、昨年度より1万円の増となります。

続きまして、28ページを御覧ください。アスタリスクですが、納期、それから納期月、賦課の回数、税率の算定についての変更はございません。コンビニ収納につきましては、4月1日より開始をしております。

続きまして、(3)令和4年度保険税率です。令和4年度の方針としまして、令和9年度を目途に、兵庫県下の国民健康保険税率を統一することとなったため、現時点において県下で最も税率の低い本町については、今後、被保険者の皆様に配慮しつつ、段階的に国民健康保険税率を引き上げる必要がございます。

現在、観光業等におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着きを見せてきている中で、町民の生活においても徐々に回復しつつあると考えられる中で、コロナの影響のあった令和2年度の引下げを、国保税率につきまして、今年度は令和元年度並みに戻したいというふうに考えてございます。その考えの下、所得割の税率を10.70%とし、平均割の合計を4万2,200円、均等割を2万7,600円とするものです。これを踏まえまして、まず、介護保険対象者ですが、令和4年度は世帯当たり14万6,604円で、昨年度より8,707円の増。1人当たりでは10万9,222円で、令和3年度比較で7,299円の増となっております。

続きまして、介護保険対象者以外ですが、令和4年度の世帯当たりは10万6,225円、昨年度より8,035円の増。1人当たりでは6万7,221円で、令和3年度比較で6,473円の増額となっております。内訳は次ページ以降に記載しておりますので、御清覧ください。

全国的に保険税率の統一がなされる中で、先ほど申し上げましたように、兵庫県下におきましても、令和9年度を目途に、県下の保険税率の統一がなされることとなっております。本町におきましては、令和3年度の保険料は県下でも最も低く、平均値と大きく乖離をしております。そこで、被保険者の負担に配慮し、急激な保険料の引上げではなく、段階的に統一された保険料に近づきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと考えております。

また、保険料につきましては現行のとおり、その所得等の事情によって軽減措置がなされます。31ページをお開きください。

①につきましては、基本は軽減なしの場合の保険料でございます。②以降は、①に対する軽減措置でございまして、所得等に応じて7割、5割、2割の軽減措置がなされます。詳細については御清覧ください。あわせまして、新旧対照表につきましても、後ほど御清覧ください。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。本条例につきましては、公布日から施行し、適用区分としましては、改正後の新温泉町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることといたします。

以上、説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対し、反対者の発言を許します。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） それでは、議案第38号、新温泉町国民健康保険税条例の一部を改正する議案に対する反対の立場の討論をさせていただきます。

提案理由は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第44号）の施行に伴う改正及び令和4年度国民健康保険税率の改正を行うとなっております。税率の改定内容については、提案理由で、令和9年度を目途に兵庫県下の国民健康保険税率を統一するためと。そのために税率を改定するものだと述べております。これまでは、町民の使った医療費を基に税率改定がなされました。県下一低い税率は、町民にとっては幸いなことであります。町民が健康に留意した結果でもあります。そもそも他の自治体に合わす必要はないわけでありまして。令和9年度にどのような税率になるかも示されてはおりません。国民健康保険医療制度は、公務員の方も民間で働く方も、最終的にはこの制度に加入されます。したがって、公的な医療保険としては、最も大切な制度だと思います。都道府県が運営する弊害は、当初から指摘をされておりました。元の自治体が運営する方式に返し、足らずは一般会計から繰り入れできるようにすべきです。財源については、国が自治体を支援すべきであります。以上でございます。反対といたします。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 11 時 08 分休憩

午前 11 時 09 分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第 11 議案第 39 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 11、議案第 39 号、訴えの提起について、議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、確定判決及び法人格否認の法理に基づき、債権請求事件の訴えを提起するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

内容につきまして、公立浜坂病院事務長が説明いたします。よろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 宇野病院事務長。

○浜坂病院事務長（宇野喜代美君） 失礼いたします。それでは、議案第 39 号、訴えの提起について御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりです。このたびの訴えの提起が、議会の議決を必要とする理由につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定で定められております。地方公共団体がその当事者である審査請求その他不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することについては、議会の議決が必要である旨を規定するものであります。前回の平成 24 年 1 月 17 日、第 48 回新温泉町議会臨時会で御議決いただきました当時の被告である相手方、植田氏個人、及び株式会社ジャパンメディカルコンサルタントから、今回は一般社団法人医道健信会を相手に訴訟を提起するため、改めて議決をお願いするものでございます。

説明の都合上、審議資料 33 ページを御覧ください。請求の原因、事件の概要でございます。1 から 7 まで、少し長くなりますが、説明させていただきます。

1 として、原告は、新温泉町であります。被告は、一般社団法人医道健信会を相手とするものです。その代表理事が植田信也でございます。岡山県に存在します。

2 つ目として、町は、2,057 万 400 円及び、これに対する平成 23 年 11 月 1 日から支払い済みまで、年 5 分の割合による金員を支払う旨の勝訴判決を得て、平成 26 年 9 月 19 日に判決が確定しております。

3 つ目として、町は、判決に基づき、植田氏に強制執行を行い、残金は、元本 2,05

7万400円と、平成23年11月1日から平成28年11月17日までの年5分の割合による遅延損害金519万372円から、既に取り立てた金員のうち226万5,722円を除いた292万4,650円及び、元本に対する平成28年11月18日から支払い済みに至るまで、年5分の割合による遅延損害金であります。

4つ目として、植田氏は、住所地を転々としておりまして、勤務先も変えてきているところです。一般社団法人医道健信会を令和元年5月31日に設立した上で、「健信クリニック」を開設して、医師として稼働していることが判明をしました。町として、植田氏の得ている保険診療報酬及び植田氏がその法人より得ている報酬、並びに給与を差し押さえましたけれども、いずれも存在しないという回答でありました。

植田氏が自らクリニックを開設していながら、理事報酬も給与も得ておらず、生計をどのように立てているのか不明であったため、5の部分になりますが、町は、植田氏に対し、財産開示手続を申し立てました。そして、令和4年2月8日に同手続が実施され、彼が陳述に出廷し、次の事情が判明しております。

植田氏は、被告法人の代表理事でありながら、被告法人から給与や報酬を得ておらず、被告法人から食料等をもって生活しているとのことであり、植田氏は、本来自身の得べき収入を被告法人を隠れみものとして蓄えていると考えられる。

2つ目として、被告法人には、植田氏以外に稼働している医師がおらず、実質的に植田個人の診療所経営のための被告法人である。

3つ目として、他の理事への報酬を支払っているかどうかを把握していないということであり、他の理事の存在自体が形式的、名目的なものでしかないか、あるいは他の理事への報酬を介在させて、植田氏が利益を得ている可能性もあるということ。

4つ目として、植田氏は、代表理事であるにもかかわらず、被告法人の会計処理について曖昧な供述をしており、被告法人の会計と植田氏との会計が混在されているということ。

以上のことから、植田氏は、被告法人を利用して自己の債務を免脱し、債権者を詐害する目的で被告法人を設立し、被告法人と植田氏は実質的には同一であることから、法人格を濫用して被告法人を設立したものである。したがって、被告法人の法人格は否認され、植田氏の債務を被告法人が負うものである。

7つ目に、よって、町は被告に対し、確定判決及び法人格否認の法理に基づき、植田氏に対する債権、合計額2,349万5,050円及び元本2,057万400円に対する平成28年11月18日から支払い済みに至るまで、年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めるものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、1として当事者、原告、新温泉町。被告、住所、岡山市南区豊成2丁目4番23号、氏名ですが、一般社団法人医道健信会。2、事件名ですが、確定判決に基づく債権請求事件。

3として、請求の趣旨ですが、(1)被告は原告に対し、2,349万5,050円及びうち

2,057万400円に対する平成28年11月18日から支払い済みに至るまで、年5分の割合による金員を支払え。(2)として、訴訟費用は被告の負担とする。(3)として、仮執行宣言を請求するものです。

4として、事件に関する取扱い及び方針ですが、訴訟において、上記請求が容認されないときは、必要に応じて上訴するものとする。

5として、管轄裁判所、神戸地方裁判所豊岡支部でございます。

なお、着手金については、税込みで30万円、着手金のほか費用として、概算ですが11万円余を予定しております。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） まず、事実確認でございます。これに関しましては、この事案が発生したときに町長等処分されて、一応、浜坂病院の事案としては終了してるというふうな認識しております。というのは、あくまでこれはもう債権取立てということで、民事のほうの話になってくるんじゃないかなというふうな考え方を思うんで、要するに、町長と直結の部局、総務課のほうの担当になるんじゃないかなというふうに思うんですけども、まず、その点をお伺いします。

次に、この法人を訴えることに対して、どういう方向性、何を根拠に法人を訴えるのか。そして、課をお伺いしたいと思います、改めて。

○議長（宮本 泰男君） 宇野病院事務長。

○浜坂病院事務長（宇野喜代美君） 1点目の、病院から手を離れているのではないかという趣旨の御意見だったかと思います。会計上は平成23年の9月に、この源泉徴収税を病院会計のほうから二千三百数十万円を支出しておりまして、特別損失で処理しております。よって、会計上、未収金として浜坂病院の未収金に計上されて、今日まで至っているということでございます。その余につきましては、また私以外の方にお尋ねいただいたらいいんですが、現状としてはそういうことで、浜坂病院がその未収金の回収に当たるという位置づけで今日まで来ているという認識であります、はい。

2点目の、法人を訴えることについて、今後の方向性はということでございますが、この間、弁護士と相談をさせていただく中で、本人に対する財産開示を行ってきましたけれども、1万1,500円の総支給額しかないとか、預金現金に対しても、その財産関係がほぼほぼ把握しているものがないという財産開示の手続の結果でございましたので、植田個人ではなく法人格否認の法理に基づいて、法人を相手にして訴訟に訴えるということになっております。

これまで個人に対する強制執行は行ってきたわけですけども、そこでの限界が一定来ているのかなという場面でございます、今度は、植田個人とその一般社団法人が同一

人格であるということが認められれば、ただ、勝訴の見込みというのは不明ではありませんし、もともと住所を転々としておりまして、最近また住所を移転しているということがこちらのほうの調査で分かったこともありまして、今後の法人を相手にしたから勝てるという見込みについては、甚だ不明というか、そもそも法人自体が自由診療を行っておりますので、診療報酬を得ていなければ、ウェブサイトにも自由診療ということでございますし、そこの同一人格で認められたとしても取れるものがあるのかということについては、訴えを起こすことで明らかになってくるのではないかというふうなことであります。

○議長（宮本 泰男君） 4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） 事務方の答弁としては仕方がないと思います。

先ほど私、これ民事じゃないかというお話をさせていただいたのは、基本、もうこれは政治判断の話になってくるんじゃないかなと。要するに、未収金でずっと計上して何年間もたってるわけです。それで、改めて法人を提訴するというお話です。当然、提訴する場合に関しては、勝つ見込みがあって提訴すべきという基本的な考えを私は持っています。費用をずっと使っているものかどうか。資料の中にずっと書いてありますけども、その辺に関しては、何ら途中経過、直近に関しては途中経過が少しも書いてないです。そういうことで、今の事務方の答弁の中で、勝つかどうかは分からないというお話でした。そういう中で、当然、町長、副町長、副町長が事務方のトップですから、当然、弁護士等の話の中にも一緒に立ち会って聞いとられると思います。その辺で、副町長のお考えをお聞かせいただきたいと。この提訴に関する基本的な考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 事務長がお答えしましたように、未収金の回収事務というのが継続して行わなければならない事務でございます。ということで、特にそれを総務課にする理由はないというふうに思っております。

それから、訴えにつきましては、訴えを下げる理由というのものもないと。それだけの理由もないということでありますので、また弁護士等の話につきましては、事務長が担当したものを報告を受けているところでございます。

○議長（宮本 泰男君） 4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） すごい長期間にわたってるんですね。じゃあ、ずっとその方向性で行かれるという考えだというのはよく分かりました。その中で、法人格を相手に裁判を起こすっていうリスク、その辺はすごい非常に高いものがあるというふうに私は認識してるんですね、その中で提訴すると。その提訴した後に、ずっとまた訴えを起こすということで行くと、それはそれで、町の方針がそれであれば致し方がないかなと。

ただ、あと1点、個人に対する請求は存続していくわけですね。根本的な個人をこ

れでなくすというわけではないわけですね。その点だけは確認させといてください。

○議長（宮本 泰男君） 宇野病院事務長。

○浜坂病院事務長（宇野喜代美君） 個人に対するものにつきましては、最高裁の判決で植田個人に勝訴しておりますので、当然ながら植田個人の取れるものは取っていくというスタンスで変わらないということです。

○議長（宮本 泰男君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。本日の会議を散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

次は6月21日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午前11時29分散会
